

(別記)

令和5年度鳥取県水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本県では、水田面積に占める主食用米面積の割合が53%（令和4年産作付実績）で、転作については、担い手農家や集落営農組織等を中心とした飼料作物、大豆、麦等の土地利用型作物の作付を推進し、地域によっては二毛作の取組みも進んでいる。また、高収益作物であるブロッコリー、白ネギ等の作付も年々増加傾向にあり、産地においては新たな担い手も育ってきている。

しかし、米の需要量減少、米価の低下傾向を受け、米の大規模経営に取り組んでいる担い手農家では、主食用米から非主食用米や園芸作物等への転換を検討する動きが強まってきている。あわせて、米以外の作付が困難な水田では、不作付地が増加する地域が出てくるとも懸念されている。

そのような中で、収益性の高い作物の導入を推進し、水田営農の収益力を強化していくためには、担い手の育成・支援が重要であり、農地中間管理事業等を活用した農地集積、分散錯ほの解消を推進するとともに、新技術、園芸作物等の新規品目導入に向けた支援を強化していくことが喫緊の課題である。併せて、集落営農等の新たな担い手の確保、団地化の推進による転作作物の生産性向上などについても、引き続き推進していくことが必要である。

また、新たな米政策に対応し、販売計画を踏まえた主食用米の生産、戦略作物や地域の特徴を活かした特産作物の作付推進に継続して取り組むことが重要であり、地域ごとに策定する水田収益力強化ビジョンに基づき、きめ細かな取組みを支援する。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

○適地適作の推進

水田の土質、排水性、灌水施設等ほ場周辺の水利条件及び積雪量等を考慮しつつ、白ねぎ、ブロッコリー等の高収益作物の作付けを推進する。

○収益性・付加価値の向上

県内で産地が形成されている梨、スイカ、白ねぎ、ブロッコリー等の品目を中心に、水田での作付けを拡大することで、更なる安定生産と市場のシェア拡大を目指す。

○新たな市場・需要の開拓

新市場開拓用米の輸出等の販路確保や品質確保といった試験的な取組について、県設定枠を設け支援する。

○生産・流通コストの低減

土地利用型作物については、団地化の取組を推進し、一層の生産コスト低減を図る。
高収益作物のうち産地形成されている品目については、集出荷団体との連携のもと、効率的な集荷、選果を行うことで流通コストの低減を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

○地域の実情に応じた農地の在り方

ほ場整備された水田は、水田機能を保つことで農地としての生産性を維持し、小区画や不整形の水田については、畑地化とともに景観、鳥獣害への緩衝地帯など農地以外の用途も含め活用方法を検討する。

○地域の実情に応じた作物・管理方法等の選択

水田として条件の良いほ場では、非主食用米を含む水稻を、排水条件の良い水田転換畑では高収益作物を主体に、ほ場条件にあった品目を選択する。

○地域におけるブロックローテーション体系の構築

水稻とのブロックローテーションの実施が可能な地域の大豆・麦等のほ場については、更なる高収益化を実現するために生産拡大に取り組む。また、実施されていない地域では、新たなブロックローテーション体系の構築について検討する。

○水田の利用状況の点検方針・点検結果を踏まえた対応方針

地域の実情に応じて、ブロックローテーションを含む輪作体系の取り組みや畑地化について検討を行う。特に、畑作物の作付が固定化しているほ場については、長期的な視点で水田機能の維持・管理の必要性や対象ほ場の周辺環境の利用条件を点検した上で畑地化を検討する。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

米の集荷団体等と連携し、実需者等のニーズを踏まえた生産体制・供給の構築を目指し、コシヒカリ、ひとめぼれの早生2品種に、中生品種のきぬむすめを加えた3品種による適正な品種構成へ誘導する。特に、穀物検定協会の食味ランキングにおいて、3年連続の特A評価となったきぬむすめについては、食味・品質の高位安定化に向けて継続して取り組むとともに、平成30年度に新たに導入し、初の特A評価となった星空舞については、栽培技術の普及と知名度向上に向けた販売対策を推進する。あわせて、それぞれの品種に合わせた適期収穫を推進することで、県産米全体の品質向上を目指す。

また、低コスト生産に向けて、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積、分散錯ほの解消に向けた取組みを推進する。

(2) 備蓄米

主食用米と同じ機械、施設で取り組めること、主食用米と比べて大きな遜色がない収入が得られることから、本県の入札枠について、JAの配分枠を設定し、取組みを実施する。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

安定した需要が見込めるため、地域内流通を基本に、全農スキームによる全国流通とあわせて取組みを推進する。

また、収量向上対策が重要であることから、知事特認品種を中心とした多収品種

の導入、団地化の推進、減収防止対策及び増収対策の徹底等により、収量の高位安定化を目指す。あわせて耕畜連携によるコスト低減と収益力の向上を図る。

イ 米粉用米

少量ながらも継続的な需要があるため、それに対応した生産を行う。

ウ 新市場開拓用米

今後、さらに進むと予測される主食用米の需要の減少に対し、水田の有効活用を図るため、新たな販路の開拓を検討する。

エ WCS用稲

県内畜産農家等の需要に応じて生産され、取組みも定着しているため、今後も団地化による生産性向上等を推進しながら、安定生産に取り組む。あわせて耕畜連携によるコスト低減と地力の維持を図る。

オ 加工用米

主食用米と同じ機械施設で取り組めることから、JAを中心に実需者との複数年契約を推進しながら、需要に応じた生産に取り組む。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦、大豆については、土地利用型作物として重要な品目であり、特に麦については、二毛作による土地利用率向上と収益力の向上に有効な品目である。しかし、湿害、天候不順等により、収量、品質が不安定になりやすいため、適地を中心とした作付推進、畝立播種技術の導入等による湿害対策、適期収穫の徹底により、収量、品質の向上を目指す。

飼料作物については、自給粗飼料の安定確保、二毛作による土地利用率向上等にも有効で、耕畜連携とあわせて推進を図る。

(5) そば、なたね

そばについては、地域特産作物として実需者との安定生産の取組が進んでおり、団地化や排水対策の徹底による生産安定、品質向上を図りながら、作付面積の拡大を推進する。

なたねについては、菜種油の生産、油かすや廃食油の活用ができるほか、循環型社会を考えるきっかけとしての効果も期待され、大幅な取組拡大は見込みにくいですが、引き続き取組みを支援する。ともに、二毛作による土地利用率向上と収益力の向上に有効な品目であることから、需要に応じた生産を推進する。

(6) 地力増進作物

計画的な地力増進作物の作付けによる土づくりにより、地域振興作物等の更なる高収益化を目指す地域について推進する。支援対象の地力増進作物は、地力青刈りとうもろこし、地力イタリアンライグラス、地力ソルガム、地力レンゲ、その他地力増進作物（カラシナ、ヘアリーベッチ、クリムソンクローバ、スーダングラス）とし、各地域の推進品目の栽培に適した作付けを基本とする。

(7) 高収益作物

ア ブロッコリー

水田転作野菜として導入され、機械化の進展により県西部を中心に作付面積が拡大してきている。近年では、新規就農者も増加してきており、引き続き担い手を中心に作付拡大を推進する。

イ 白ねぎ

水田転作野菜としては県全域の平坦地から山間地まで幅広く栽培されている。周年出荷に取り組む県の主力品目であり、引き続き作付拡大を推進する。

ウ その他野菜等（花き・花木、果樹、雑穀等を含む）

平坦地から山間地までの多様な気象条件に合わせ、地域にあった特産品としての作付推進を図るため、地域ごとに策定する水田収益力強化ビジョンに基づく、きめ細かな取組みを支援する。特に、鳥取型低コストパイプハウスによる施設化を推進し、より収益性の高い作付体系への誘導を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等 ~ 8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 地域農業再生協議会が水田収益力強化ビジョンを策定する場合には、都道府県水田収益力強化ビジョンの後に添付してください。

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	11,957		11,834		12,400	
備蓄米	79		80		80	
飼料用米	837		827		800	
米粉用米	0.6		0.3		1	
新市場開拓用米	20		35		4.7	
WCS用稲	365		386		325	
加工用米	22		17		20	
麦	141	75	148	75	140	75
大豆	683	41	710	20	620	20
飼料作物	1,327	500	1,347	500	1,230	500
・子実用とうもろこし	0		0		0	
そば	327	9	341	9	330	9
なたね	1		3		4	
地力増進作物	0		0		1	
高収益作物	2,271		2,291		2,118	
・野菜	1,982		1,989		1,950	
・花き・花木	96		94		97	
・果樹	70		72		64	
・その他の高収益作物	123		136		7	
その他	54		59		50	
・景観形成作物	54		59		50	
畑地化	0		50		50	

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	粗飼料作物等	耕畜連携助成 （資源循環）	作付面積	（令和4年度） 356ha	（令和5年度） 320ha
2	飼料用米	耕畜連携助成 （わら利用）	作付面積	（令和4年度） 213ha	（令和5年度） 140ha
3	粗飼料作物等	耕畜連携助成 （水田放牧）	作付面積	（令和4年度） 8ha	（令和5年度） 11ha
4	戦略作物 そば・なたね	二毛作助成	作付面積	（令和4年度） 609ha	（令和5年度） 540ha
5	加工用米	複数年契約加算	作付面積	（令和4年度） 10ha	（令和5年度） 15ha
6	そば・なたね	そば・なたね 作付助成	作付面積	（令和4年度） 311ha	（令和5年度） 290ha
7	新市場開拓用米	新市場開拓用米 （輸出用米穀）作付助成	作付面積	（令和4年度） 6ha	（令和5年度） 6ha
8	新市場開拓用米	新市場開拓用米 複数年契約加算	作付面積	（令和4年度） 15ha	（令和5年度） 6ha
9	地力増進作物	地力増進作物作付助成	作付面積	（令和4年度） 0ha	（令和5年度） 1ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:鳥取県

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	耕畜連携助成(資源循環)	3	8,400	粗飼料作物等	散布される堆肥が、利用供給協定に基づき水田で生産された粗飼料作物等の供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたものであること。
2	耕畜連携助成(わら利用)	3	8,400	飼料用米	わらが確実に飼料として利用され、かつ、その子実が飼料又は飼料の種苗として利用される稲の作付であること。
3	耕畜連携助成(水田放牧)	3	8,400	粗飼料作物等	当該年度における放牧の取組であること。
4	二毛作助成	2	8,400	戦略作物、そば・なたね	主食用米と対象作物又は対象作物同士の組合せによる二毛作であること。
5	加工用米複数年契約加算	1	7,400	加工用米	需要者側へ出荷・販売を目的として、複数年契約に基づき、対象作物の生産に取り組むこと。
6	そば・なたね作付助成	1	20,000	そば・なたね	対象作物を作付し、出荷販売すること。
7	新市場開拓米作付助成	1	20,000	新市場開拓用米	対象作物を作付し、出荷販売すること。
8	新市場開拓米複数年契約	1	10,000	新市場開拓用米	需要者側へ出荷・販売を目的として、3年以上の複数年契約(令和5年産から新たに3年以上の契約)に基づき、対象作物の生産に取り組むこと。
9	地力増進作物作付助成	1	20,000(※)	地力増進作物	対象作物を基幹作として作付け・すき込みし、翌年度の基幹作として高収益作物等を出荷販売すること。 ※交付単価は該当する各協議会ごとの配分対象面積と取組実施面積により調整する。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的な要件のうち取組要件等を記載して下さい。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

8 産地交付金の活用方法の明細

1. 都道府県名

鳥取県

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)		活用予定額
	当初配分 (A)	追加配分 (B)	
鳥取県農業再生協議会 (①)	99,776,000	99,776,000	99,776,000
地域農業再生協議会合計 (②)	315,214,000	315,214,000	298,835,430
鳥取市農業再生協議会	58,399,000	58,399,000	47,800,600
岩美町農業再生協議会	6,497,000	6,497,000	6,437,450
八頭町農業再生協議会	18,850,000	18,850,000	18,848,000
若桜町農業再生協議会	1,456,000	1,456,000	1,452,760
智頭町農業再生協議会	5,495,000	5,495,000	4,030,400
倉吉市農業再生協議会	41,811,000	41,811,000	41,811,000
三朝町農業再生協議会	5,913,000	5,913,000	5,912,900
湯梨浜町農業再生協議会	8,395,000	8,395,000	8,387,200
北栄町農業再生協議会	18,298,000	18,298,000	18,292,490
琴浦町農業再生協議会	38,678,000	38,678,000	38,651,280
米子市農業再生協議会	23,549,000	23,549,000	23,514,200
日吉津村地域農業再生協議会	2,490,000	2,490,000	2,490,000
境港市農業再生協議会	1,187,000	1,187,000	390,000
南部町農業再生協議会	8,523,000	8,523,000	8,473,850
伯耆町地域農業再生協議会	12,467,000	12,467,000	11,890,900
大山町農業再生協議会	43,779,000	43,779,000	43,558,970
日南町農業再生協議会	11,615,000	11,615,000	9,094,000
日野町農業再生協議会	3,910,000	3,910,000	3,902,000
江府町地域農業再生協議会	3,902,000	3,902,000	3,897,430
合計 (①+②)	414,990,000	414,990,000	398,611,430

(注) 追加配分が未定の段階にあつては、該当箇所を空欄により作成することとします。

(参考) 国からの配分枠

	配分枠 (A+B)	
	当初配分 (A)	追加配分 (B)
国からの配分枠	435,299,000	435,299,000

3. 活用方法

配分枠

99,776,000

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価① (円/10a)	面積 (a単位)※3													合計 ② ※5	所要額 ①×② (円)							
				戦略作物							高収益作物					その他									
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米	そば	なたね	野菜	花き・花木	果樹				その他の高収益作物						
1	耕畜連携(資源循環)	3	8,400			18,000				18,000													36,000	30,240,000	
2	耕畜連携(わら利用)	3	8,400						22,000														22,000	18,480,000	
3	耕畜連携(水田放牧)	3	8,400			700																	700	588,000	
4	二毛作助成	2	8,400	7,500	4,100	46,750							700	150									59,200	49,728,000	
5	加工用米複数年契約	1	7,400									1,000											1,000	740,000	
6	そば・なたね作付助成	1	20,000																						
7	新市場開拓米作付助成	1	20,000																						
8	新市場開拓米複数年契約	1	10,000																						
9	地力増進作物作付助成	1	20,000																						
合計(基幹)※4				実面積		18,700			22,000	18,000	1,000												59,700	※6	
合計(二毛作)※4				実面積	7,500	4,100	46,750							700	150									59,200	99,776,000

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
 ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができます。
 なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。
 ※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。
 ※3 「面積」は、当初配分により支援を行う使途について記入し、追加配分により支援を行う使途については、追加配分額が未定の段階にあつては空欄としてください。
 ※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。
 また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。
 ※5 ②の合計は、各使途の合計面積を記入してください。
 ※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。
 (注)使途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(領票)」を添付してください。

4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

- ①追加配分については、県設定の整理番号1、2、3、5、4の順で上限単価まで充当し、上限まで充当してもなお残余がある場合は、地域設定枠へ配分する。県設定の整理番号9については、該当地域へ追加配分対象面積に準じて配分し、取り組み実施面積に応じて、各協議会ごとに交付単価を調整する。
- ②県設定及び地域設定枠の上限単価まで充当してもなお、残余がある場合は、県域及び地域(上限単価まで充当してもなお残余がある場合の調整方法を定める地域)に一律配分する。
- ③追加配分等を受けた場合の単価調整については、百円単位で行う。

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

- ①県設定枠については、配分枠全体で上限単価まで優先して充当し、県設定枠に余剰がある場合は、地域設定枠の不足分に充当する(相互に不足分を充当することは可能)。
- ②県設定枠の配分枠が不足する場合は、県設定の整理番号1～5について一律に単価調整する。
- ③所要額が配分枠を超過した場合の単価調整については、百円単位で行う。

6. 高収益作物について

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。